

校 則

兵庫県立尼崎西高等学校

私たち、兵庫県立尼崎西高等学校生徒は、次の規律を守り、学習に励み、心身を鍛練し、明朗で規律正しい学校生活を送り、将来、社会の有為な形成者となるよう心がける。なお、以下の校則を違反する者は厳しく指導する。

1 服装

- (1) 制服とは学校指定のブレザー・ズボン（スカート）・カットシャツ・ネクタイ・ポロシャツ・セーターをいう。
- (2) 気候等に合わせ以下のいずれかの制服を着用する。式典の際には指示に従い制服を着用すること。
 - ・ カットシャツ，ネクタイ，セーター，ブレザー
 - ・ カットシャツ，ネクタイ，ブレザー
 - ・ カットシャツ，ネクタイ，セーター
 - ・ カットシャツ，ネクタイ
 - ・ ポロシャツのみ※ポロシャツの上にブレザーの着用をしないこと。防寒具はブレザーの上に着用すること。
- (3) 靴下は、白・黒・紺・グレーの無地（ワンポイント可）のものとする。
- (4) ベルトは黒または茶のものとし、バックルタイプは禁止する。
- (5) 女子のスカート丈は膝丈（膝頭が隠れる丈）を基準とする。裾を切ったり、ウエストを巻いたりして丈を短くすることは禁止する。
- (6) カットシャツ及びポロシャツの下に着る肌着は派手な色ではない無地のものとし、タートルネックやホルターネック、フード付き等は禁止する。
- (7) 病気・怪我等で異装する場合は、担任に届け出て許可を受ける。
- (8) 髪は、高校生としてふさわしい簡素で清潔な髪型とする。（パーマ・過度なツブロック・染色・脱色・エクステンション・ワックスは禁止する。また、髪留め等は華美でない黒・紺・茶のゴムのものとする。シュシュ・カチューシャ・飾りの付いたものなどは禁止する。）
- (9) 化粧（カラーコンタクト含む）及びアクセサリー類、帽子類は禁止する。
- (10) 靴は運動靴または革靴（ローファー）とする。ブーツ型やヒールのあるものは禁止する。ただし、校舎内では学校指定のスリッパ、体育館では学校指定の体育館シューズを着用する。

2 生活・態度

- (1) あいさつを励行し、先生方、友人、外来者等、誰に対しても自ら進んで礼を交わすなど、常に敬意を払う。
- (2) 品位を保ち丁寧な言葉遣いを心がけ、自らの言動にはすべて責任をもつ。
- (3) いじめ、暴言・暴力行為など、人権を著しく侵害する行為、SNS等での不適切な投稿、他者への誹謗中傷は絶対に行わない。
- (4) 喫煙・飲酒行為および20歳未満の方との喫煙・飲酒行為の同席は絶対に行わない。また、喫煙具の所持・隠匿もしない。電子タバコの使用、ノンアルコールビールの飲用も厳しく指導する。

3 校内規律

- (1) 地域との連携、事故防止の対策のため1年生は8：15、2年生は8：20、3年生は8：25までに登校する。
- (2) やむを得ない理由で欠席する場合は、事前に電話等で学校に連絡し、事後すみやかに届を出す。
- (3) 下校時間
 - ・ 活動終了 最終下校※
 - 18：00 18：30※部活動の活動延長については、顧問付き添いのもと、19：30を最終下校とする。
 - ・ 考査1週間前及び考査期間については、別途定める。
- (4) 始業までに授業の準備をし、教室内で待機する。
- (5) 真摯な態度で授業に臨む。また、当然のことではあるが、教室内の秩序を乱すような言動や行動（暴言・授業妨害等）は慎む。
- (6) 校舎内ではボール遊び等危険を伴うような行為はしない。
- (7) 金銭、所持品等の盗難・紛失・拾得の場合は直ちに届け出る。
- (8) 授業場所への移動等、HR教室を離れる際は、貴重品を身につけ、場合によっては担当者に預けるなど、管理を徹底する。
- (9) 校内の放送伝達事項や掲示物、職員室前連絡白板に十分留意する。
- (10) 下校の際は必ず戸・窓等をしめ、電気を消して帰る。
- (11) 携帯電話・スマートフォン等は校内使用禁止とする。校内では電源を切っておく。
- (12) その他、学業に不要な物（ゲーム機・音楽プレーヤー・玩具類）は持ち込まない。

4 通学および校外規律

- (1) 交通ルールを遵守する。
- (2) 自転車通学は許可制とする。また、自転車保険に必ず加入するとともに、二人乗り、傘さし運転、並走、携帯電話の操作やヘッドフォンをしながらの運転などは、事故につながる危険な行為であり絶対に行わない。
- (3) 登下校中に交通事故に遭った場合は、必ずその場ですぐに警察及び学校に連絡すること。また、事後すみやかに担任の先生を通じて「事故報告書」を学校へ提出すること。
- (4) 生命の尊さを十分理解し、単車、自動車の免許取得、無免許運転、単車の購入や相乗りは行ってはならない。違反した場合は厳しく指導する。ただし、3年生で就職予定先の企業等から免許取得の要請がある場合に限り、※12月1日以降、教習所入所に関する学校の同意書を発行する。※学校長宛の要請書が必要

5 男女交際

- (1) 男女交際は節度を守り、人格を尊重し、お互いの保護者の了解のもとで行う。

6 清掃及び環境整備

- (1) 校舎内外を常に清潔にするよう環境美化につとめ、分担区域の清掃責任を果たす。
- (2) 公共物は大切に扱い、万が一破損、紛失した場合は直ちに届け、指示をうける。
- (3) 校舎及び備品を大切にし、施設設備の使用後はその後始末に万全を期する。

7 保健衛生

- (1) 健康に留意し、規則正しい生活を心がける。
- (2) 学校感染症が疑われる場合は、医療機関を受診するとともに、その旨電話等ですみやかに連絡する。

8 諸届および許可

- (1) 欠席・早退する場合は保護者連署の届を提出する。
- (2) 病気等で1週間以上欠席する場合は届に医師の証明書を添える。
- (3) 忌引日数は次のとおりとする。なお往復日数は忌引日数に加える。
 - ① 父母7日以内
 - ② 祖父母・兄弟姉妹3日以内
 - ③ 曾祖父母・伯叔父母2日以内
- (4) 住所または氏名を変更したときは「学籍登録事項変更届」を提出する。
- (5) 通院等で授業終了以前にやむを得ず外出が必要な場合は外出許可を受け、許可用紙を携帯する。
- (6) アルバイトは原則禁止とする。但し、特別な理由がある場合、担任の指導助言を受け、保護者連署の所定手続きを経るようになる。